

写

○田中康夫君 民主党・新緑風会・国民新・日本の一員であります新党日本代表の田中康夫でござります。私は、今回、E案の発議者の一人としても名前を連ねさせていただいております。

今日は、A案を御提出の方々、今日御三名お越しでいらっしゃいますが、この方々に御質問をさせていただきたく思います。

昨日、皆様、「生物と無生物のあいだ」という本あるいは「動的平衡」という著書でも知られる分子生物学者の福岡伸一さんと私、TBSをキーステーションにする一時間のラジオを月曜日は夜やらせていただいておりまして、二時間にわたって脳死の問題を彼と話をいたしました。

そのときに、午前中の四名の参考人の方のときにも御質問をしたんでございますが、やはり私はちは、他人の死を期待して延命をするというようなことは、これは社会の人間として、倫理としてこうしたことには極めて慎重であるべきではないかというのが私の考え方でございます。にもかかわらず、現在議論をされていることは、ともすれば法律の独り歩きによって延命のために他人の死を前倒しをするようなことに結果としてなりはしないかと。

そのことは、イザヤ・ベンダサンが述べてゐるまさに「空氣」の研究、空氣で動くようなこの日本、あるいはおどどく亡くなられた土居健郎さ

んの「甘え」の構造」というような中において、何か一方的に正邪が決められ、また一方的に押し付けられるような社会であつてはならないと思つております。

こうした中で、従来は心臓死といふものもございました。これに対して、現在、脳死があろうかと思います。発議者の方々に、富岡さんのみならず、河野さん、山内さんにも事前にお伝えしておりますので、(資料提示) ここに「臨終に関する認識」という、私が三類型に分けました。生から死、そしてその後脳死に至るのか、あるいは生から脳死があり、その後に死が至るのか、あるいはCとして、A、Bいずれでもないのか。お三方にこの点に関して、事前にお伝えをしておりますので御見解をまずお聞かせいただきたく思います。

○衆議院議員(河野太郎君) 提出者として、脳死は人の死であるという考え方を前提にしてこの改正案を出しておりますので、今のボードですとCのいぢれでもないということになるんじゃないかなと思います。

○衆議院議員(山内康一君) 今のプレート、先生、もう一度表に出していただけますでしょうか。私個人としては脳死が人の死であるという前提ですでの、矢印ではなくて、死と脳死がイコールなわけですが、そういう意味では、Cのいぢれでもないというのが答えであります。

○衆議院議員(富岡勉君) その矢印の意味がちょっと分からんのですけれども、今のお二人と同じような考え方で理解されていいと思います。

○田中康夫君 人間の体は、六十万、六十億ではなく、六十兆もの細胞によつて成り立つております。私は、基本的に、心臓といふものはペーンナルコンピューターに例えればディスクドライブ、エンジンであろうかと思います。それに対して脳は、オペレーションシステムのOSであろうかと思います。

恐らく、従来、現在話されていることは、脳死が死が死でないかということですが、やはりこれは先ほど亀井亜紀子議員が鋭くも御指摘になされましたように、すなわちA、D、S、シユ案というのが、結局は羊頭狗肉ではなからうかと、いうようなことを、いぢれといふんではなく、この二つをどのように人間が勘案をしてアウフヘーベンをするかということが今まで現場の医師に倫理観と技術者として求められたことかと思います。

これも事前に通告をしておりますが、では、お三方とも脳死イコール死といふことではございます。それが臨終であるということになります。となるば、人間の、個体の人間の生誕はどの段階において生誕と認めるのか、誕生と認めるのかといふことをお一人ずつ御見解を述べていただきたく

思います。

○衆議院議員（河野太郎君） 私の子供が生まれましたときに、おなかの中で内側からペレペレしと女房の腹をたたいておりましたが、やはり生誕というと、産道を出てきて頭がのぞいたところが人の誕生なんではないかなというのが私の個人的な実感でござります。

○衆議院議員（山内康一君） 私はまだ子供がないんですけども、人は母胎から出でてきた時点において誕生するものではないかなというふうに思つております。

○衆議院議員（高岡勉君） 一般的には、今お二人が言つたとおりだらうと思います。

○田中康夫君 午前中に四人の参考人の方、高橋和子さん、高原史郎さん、森岡正博さん、米本昌平さんにもお聞きをしました。そのときに、いわゆる脳死が死であると、臓器移植を推進しようといふ冒頭の高橋和子委員は、死は脳死であると、脳死が死であると、他方で、じや誕生は自呼吸を始めたときだと「ことをおつしやいました。自呼吸ということとは、これは肺と心臓ができるといふ」とあります。脳は、いわゆる専門家の医師もいらっしゃいますが、恐らく受精して二十四週くらいから胎内において脳は活動してまいります。二十八週ともなれば完璧に活動し始めてまいります。

すると、この高橋委員の御意見は、私は、参考人でございましたが、いささか自家撞着に陥つているのではないかと思つたわけでござります。死は脳死であると。しかし、誕生は、現在、法律的には出産をした日が出生日でござります。

この問題に関して多くの国民の方が違和感を持たれているのは、やはりまだ心臓が動いている、八十兆もの細胞がすべて停止をするまでには大変な時間は掛かるかもしませんが、しかし、体といふものが、これは日本の方のみならず多くの方が死生観として、体がだんだんに機能を停止し温度が冷めていく中において、最愛の方あるいは同僚の方の死というものを受け入れていくといふことではなかろうかと思います。

これに対して私は、いささかこの脳死イコード死という考え方は、人間が生きている期間を法律的に極めて短く設定しようといふ疑惑があえて言えばあるのではないかと思うわけでござります。

すなわち出産から生でござります。ですので、出産をする前、体内で既に脳があり、そして、自呼

吸かどうか分かりませんが、肺や心臓というものが形成されている間はES幹細胞を始めとする様々な外科的あるいはもつとミクロな作業が認められる。そして、脳死があつても実際にまだ心臓であるハーデディスクドライブは動いているにもかかわらず、そこで脳死と決める」とによつて、

その後の部分を良い意味では多活用できると、これは私はいささか何か公共事業的な、箱物事業的な発想になつてゐるのではないかと思いますが、これは私の見解でござりますので、それに関してもし御意見があれば御三者からいただきたく思います。

○衆議院議員（河野太郎君） 箱物的といふところが全く訳が分かりませんが、体内にて二十六週、二十八週からそこは生まれているんだという認識が世の中一般になればそういうこともあり得るんではないか。ただ、現時点ではやはり産道を通つて赤ちゃんの頭が出てきたところが全体的に誕生なんではないかなというふうに思つております。

脳死については、世論調査で過半数の方が脳死を人の死としてもいいということでおっしゃいますし、脳死臨調でもそういう考え方方が社会的にも受容されていふことですから、特に誕生から脳死までといふことで私はおかしいことはないと思ひます。

○田中康夫君 そこは見解が違つとおつしやるかもしれません、私は、この基本にあるところがまさに外科的手術といふものはあえて言えば土木工学的な発想の部分がござります。そして、それはなるべくその作業ができるチャンスを増やした

まさに他人の死を期待して延命をするという形になるのではないか。

他方で、午前中にも申し上げましたが、スキルス性のがんでありましたり、あるいは、無論、医療の発達によってかなり治癒をする確率は高まりておりますが、急性の白血病であられたり、まさに臓器を移植するという形ではないような、血液の問題でありましたり、あるいはリンパの問題といふものは、「これはどんなに皆が最善を尽くしてもかなわない」という場合がござります。そして、そのように他者の臓器を借りて延命をするという」とはできません。

医師であります野田正彰さんという方は、一九九二年に「喪の途上にて」という大変にすばらしい本を書かれました。「これは日本航空の御巣鷹山の事故であつたり、高知学芸高校の中国の上海の列車事故であつたり、こうした御家族。そうした方々は、朝元気に出でいかれた方が、突如として最愛の方がみまかってしまうと。予期していなかつた、でもそのときにまさに会話をしながらそれを徐々に受け入れていくと。同時に、スキルス性のがんであつたりそうした場合にも、余命二週間かもしませんが、それは周囲の者も一緒に受け入れていく」とで最期の貴い瞬間を一緒に過ごすという形がござります。

無論、私は臓器移植を全面否定するという

想をしていく、そしてそのことによつて臓器移植をしやすい形の中で脳死というものが扱われていくということは余り好ましいことなのではなかろ

うかと思います。

生命維持装置、いわゆる人工呼吸器のようなものがござります。これに関しましても、河野さんから、こうした装置、これも一つの延命装置かもしません。この人工呼吸装置を始めとする生命維持装置というものに関してはどのようにおとらえになるか、お聞かせください。

○衆議院議員（河野太郎君） 生命維持装置といいますと、例えは人工呼吸器とか人工心臓といふようなものも多分あるんだと思ひます。自分で呼吸ができない、あるいは自分の心臓が血液を送り出せない这样一个状況になつたときに、呼吸とか心臓の送り出しという機能を代替してくれる器械というものが今できております。それを使って人間の生命を維持していくというのは、今の医療では不可欠のことなんではないかなというふうに私は思つております。

○田中康夫君 しかし、当初アメリカで、A案と同様な形で、それを見直すという中で今出てきているのは、人工的な心停止の移植という形を認めていることという方向でございまして、これはまさ

なのではありませんが、臓器移植ありきの中での発想をしていく、そしてそのことによつて臓器移植

薄などいや、あるいは、一人一人は弱うござります。けれども、例えは、お子様に限らず働き盛りの方が交通事故で、不慮の事故で脳挫傷で病院に担ぎ込まれたとします。家族の方がそこにいらつしやるとします。そのとき、あなたの御家族は脳死であります。幸いにしてというか、たまたまうちの病院にはもちろん臓器移植のネットワークにも登録をしている、腎臓を、心臓を望まれている方がいます。そこに、まさに国家試験を受けたカウンセラーの方もいらっしゃって、あなたの御家族の命がここで生き延びていく、社会貢献でござりますと。そう言われても、いや、よく分かりませんといつたときに、いや、あなたの御家族はこんなに尊いことができるのに、ミーライズムでござりますかというような形になつていくと、これは日本に個人主義が確立しているしていないという話ではなく、やはりそうした無言の圧力のようになつていく、これは私は望ましいことではなかろうと思ひます。

実は、今回は、拒否することができるというのがA案であるうかと思ひます、臓器移植は。しかし、多くの方にとっては、世論調査をすれば様々な御意見述べるかもしれません、まだ臓器移植のドナーカードを持つている方は100%にも満たないという形の中で、私は、むしろこれは積極

的に提供する意思のある方、この方に関連してはきちんととするという形でないと、現在、皆様御存じのように、グーグルというところの図書館の問題が大きな全世界の問題になっております。世界中にある図書館の本を、七百万冊、グーグルはこれを全部複写を複写というかコンピューター上のデジタル化をして、著作権をそこに使うことは好ましくないと申し出た人に関しては排除するけれども、そうでない方の著作に関しては一律、自動的に無料で閲覧できるという話なんですが、います。

これは、やはりアメリカという、良くも悪くも私はここにいる、私の考えはこうだというような社会の中で進んできただとかもしれません。しかし、日本は、日本の良さとか日本の弱さといふことではなく、こういう形ではない社会にもかかわらず、臓器を提供する、とを拒否することを申請しなかつた人は自動的にそうなつていくといふことは、これは、私は逆に社会の一員としての、皆が信頼感を持つということを損ねるのではないからと思いますが、欧米での生活経験もあられる河野さんに改めてお聞きしたいと思います。

○衆議院議員（河野太郎君） A案は、自分が脳死を死だと思わない、あるいは脳死になつても臓器を提供しないという方には拒否をすることを認めております。そういうことをする」とによって、

御自分はどうされたいのかというのを考える機会にもなつてくると思います。

今の現行法では、残念ながらこの十二年間で八十一件しか臓器の提供がなかつた。今、日本では何が起きているかというと、移植を必要としている家族の命を救うために健康な家族の体にメスを入れる生体移植というのが行われております。私も自分でやりましたが、私の場合には助けようかということでやりました。

しかし、いろんな話をこの七年間聞いてくると、本当に生体移植をやろうと思ってドナーになる方、いろんなプレシシャーの中でやむを得ずなつた方、いろんな方がやはりいらっしゃいます。私は、そういう現実を見ると、プレシシャーの中で健健康な自分の体に入れなきやいけない生体移植が最初で最後の手段である場合が多いという現状は、やはり直さなきやいかぬとこうふうに思つております。

私は、諸外国と同じように、脳死になつた方が、御本人が拒否をせず、御家族が拒否をしない場合に臓器の提供をいただいて臓器提供をする、そういう選択肢がまずあるというのが私は正しい姿ではないかなと思っておりますので、現行法をA案に改めさせていただいて、葛藤の中で生体移植のドナーになることを求められているような方の数を少なくしたいというのが私の願いでもありますし、自分がドナーになつた経験上、今、田中先生がおっしゃったように、社会的な圧力で臓器の提供なり法的脳死判定を強制されるようなことだけはこれはしちゃいかぬというのが、自分の経験からもそこはきつちりしなきやいかぬというふうに思つておりますので、仮にA案をお認めにいただきまして、そうならないようなシステムをきちっと講ずるところへ全力を注入してまいりたいと思います。

○田中康夫君 人口百万人当たりの心臓提供者は、いうのは年間日本は〇・〇五人で、アメリカは十・一人と、あるいはスペインは十一・五人といいます。でも、それは日本人の死生観あるいは日本人の社会性云々ということではなく、これが現状なわけでございます。

そういたしますと、私は、日本臓器移植ネットワークと、ここは厚生労働省から三名天下りをしておりますし、国税が四六%投入をされている機関でございます。

先に資料提出しませんでしたが、これは午前中も参考人の方も示していましたし、こういう臓器カードがござります。しかし、これ、こんなぴらぴらの紙でござります。別にパスポートのような立派な紙を作れとは言いませんが、人間の尊厳で、そして自分の意思がある方が、本当にその人が書いたかどうか二者機関によつても認定できない

ようなこういう紙を、天下り三人の機関が国税四

六%も入れて行つてゐる。だから逆に、この問題

に関する理解が深まらないというのも私は一因

でなかろうかとこうやうに思ひます。

そして、その意味においては、例えは糖尿病で臓器の移植を望まれる方もいます。でも、それはやはり厚生労働省あるいは私たちも、臓器に関して考へるだけではなくて、食生活改善運動をしていくことでそのような形にならないで済む方もいるわけとして、今の臓器移植ありきというのは、ダムを造れば川は平氣と言ひながら、まさに河川改修もしていなければ、しゅんせつもしていないし、森林整備もしていないような本末転倒なのではなかろうかと私は思ひます。

そして、その意味においては、先ほど米本先生が、きちんととした八十一例の実際の移植手術、美談ばかりが伝えられておりますが、実際その方々がどうであつたのか。本当にそのことによつて延命されたのか、逆にそのことで感染症を併発して余命を短くされたのか、あるいは臓器を移植しながらも様々な支えの中で延命をした方はどれくらいいらっしゃるのか。こうしたことがきちんと、私たち、國によつて八十一例がきちんと検証されないままに、今ここに困つてゐる方がいらっしゃるといふことは、そのことによつてまさに逆に新たな谷間や溝や不幸を生むることにもなりかねない

といふふうに思つております。

さういふふうに思つております。

どうぞよろしくお願いします。

これはまさに小泉・竹中さんが行つた医療改革の失敗を新たに追認をしていくようなものではなか安価になるとこう保証もないわけでございまして、ろうかとも私は思つております。

いずれにいたしましても、臓器移植をすれば助かるという幻想は、これはだれもまだ現在では立証不可能でござります。であるからこそ、きちんと三者機関の調査のレポートといふことも必要でございますし、十年議論をした、だからと言いますが、十年議論をしてもなお国民がドナーカードを含めて多くの関心を持たないというの、今までのそうちした行政の不作為にも私はあるのではなかろうかと思ひます。そして、まさに公共事業的に人の命を人為的に縮めることでその前後を利用しようといふことは、これは大変に国民との間の信頼関係を損ねることになるのではないか。

E案を私が発議をさせていただきましたのも、これは小児の子供の問題に限らず、このことをきちんと的確な情報の検証の下に行わなければ、アメリカとて、A案を修正をしていくときに、周回遡れの進み方を日本は歩むことになるのではないかと思つております。

是非、皆様の御慎重な審議と御英断を望むところ



○田中康夫君 田中康夫でございます。

一応ござりますが、まず、高橋さんと高原さんは恐らく脳死イコール死というお考えになられようかと思います。森岡参考人、米本参考人にもお聞きをしたいと思いますが、であるとするならば、では脳の死が人の死であるならば、人の生、人の誕生というものはどの段階をもって誕生となるのかという点を四名の方にまずお聞きしたいと思います。

○参考人（高橋和子君） 人の生ですか。これはすばらしく尊いものだと思います。生まれてくる

……

○田中康夫君 脳の死の段階をもってイコール死というお考えがとりわけ高橋参考人、高原参考人のお考えだと思います。となるならば、いかなる段階をもって人間の生というものの段階になるのかということを簡潔にお答えください。

○参考人（高橋和子君） 私個人の見解になつてくふと思ひますけれども、臨床的に心臓死で御臨終と言われる病院の中でのことですから、脳死は幹脳を含む大脑、全脳ですね、が止まつた時点で死というふうになりますね。ですから、生ということであれば、やはり自律呼吸、臨床的に自律呼吸が判断されると私は思つております。

先ほどの毛、髪が伸びるとか、つめが伸びるとか、これはDNAに含まれているいろんな情報が、

やはり酸素と栄養を与えていれば伸びると思います。しかし、必ず戻らないですよね、百日掛けて一応私たちのボランティアの中には、余りにもメ

ディカル、科学が、機械が発達して、死んだ人間に蘇させていると、そしてたくさんの税金を使って延命していると、そのような声も上がつておりまして、本当は取られるんじやなくて、医師判断ができますから、生きているということは私は自呼吸、幹脳、全脳、そこだと思っております。

精神的にはとても分かりますけれども、○委員長（辻泰弘君） 高原さんにもお聞きになつたでしょう。どうしますか。高原参考人にも求められたんじやないですか。

○田中康夫君 ジヤ、確認をさせて……

……ことは、高橋参考人は死は脳死であると。同時に今、自呼吸とおっしゃいましたので、生は

心臓動から始まるというふうにお考へいただいて、あるいは肺が機能する、心臓が機能するがイコールだと思ひますので。といふことによろしくう

ざいますね。

じゃ、高原参考人に続いて。

○参考人（高橋和子君） 臨床では、解剖生理学的にはそのように思います。ただ、先ほど先生の言つたんですけども、迷う自由があると言いましたですね。肉体的に蘇生をさせて生きている、

延びているという考え方、それぞれ違つと思つて死であるというお考へであらうかと思います。

ですけれども、その迷うところを取ると、いつとではないわけですか、それは生きていると思つている方は生きていると思つことだと思います。

私は、そこで社会的なことを考へると、自律呼吸とこうの判断で臨床的に死だと思いますし、生きていると思います。

○参考人（高原史郎君） 生とは何かという御質問だと想つんですけれども、私の理解、まあ一医師としての考へですけれども、いわゆる人格として、個人として成り立つてゐる状態だと思います。

○田中康夫君 今、つまり、私は臨終と生誕を聞いているわけでございます。すると、高原参考人は臨終は脳死であると。生誕は、もう少しその文脈でお答えいただけないと有り難いんですが。

○参考人（高原史郎君） 濟みません、ちょっとと質問がよく分からぬ。生誕というのは赤ちゃんが生まれてくるときのことをおっしゃつてあるんでしょうか。

○田中康夫君 法律的には出産をした日がその出生の日ではあります。しかし、体内で宿つてゐるわけだございます。今お話しになつてゐるのは、私どもには、今まで心臓死というものもあれば脳死というものもある、それをどうとひえるかであります。脳死がお二方はイコールその瞬間におい

森岡参考人あるいは米本参考人はいささか異なると思ひます。

とするならば、いかなる瞬間が人間の臨終の対話である人間の生誕なのかということに關して、個人、人間としてその瞬間を専門家としてお答えいただきたいと思ひます。

○参考人（高原史郎君） 何となく分かりました、御質問の意味が。私の考えは、妊娠から出産のことを考えますと、例えば出産する直前は胎児というかその人格はあるのかというような質問に私は受け取れました。

だから、先ほどの私の答えに戻るんですけれども、その個体ですよね、生まれてきた子供であれ、まだ生まれる直前の胎児であれ、人格として成り立つているという時点があればその時点だと思います。

じや、どこかというと、それは私、今ちよつとお答えできないと思いますね。分からぬ部分がある。例えば、妊娠一か月なのか二か月なのか、どの段階で自我が、脳としての働きが個人として判断していいのかというのは、これはちょっと今の医学、医療では難しいと思いますね。

以上です。

○委員長（辻泰弘君） 高橋参考人もおっしゃいますか、挙手がありましたけれども。

○参考人（高橋和子君） そういう生といふこと

を考えますと、初めに妊娠の着床ができるて脳と心臓がつくられてということで、アウス、つまり中絶は五ヵ月までと云ふようにされていますよね。

○参考人（森岡正博君） 今の点に關しまして個人的には、生もプロセスであり、死もプロセスではないかというのが私個人の考え方であります。

ただ、この点に関しては、特に出生の方に關しましては、御存じのとおり、生命倫理学の中で大変大きな議論がずっと起きております。諸専門家の意見も一致を見ていないというのが大方の学者の見るところであろうと思われます。

○参考人（米本昌平君） 私も森岡参考人と同意見でござります。

○委員長（辻泰弘君） よろしいですか。

○田中康夫君 あともう一点ござります。

他方で、例えばスキルス性のがんの方であったり、あるいは、もうかなり治る形は出てきましたが、血液の白血病等の病気の方というものは、どなたかの助けを借りて延命を図るということは現在段階では極めてというか、ほぼ困難でござります。

いわゆる人工呼吸器ですね、これが医学、医療の現場に登場する前までは臓器移植そのものもほとんど行われませんでしたし、このような議論もなかつたと思います。人工呼吸器が生まれる」とによつて、あるいは今さつきから議論される脳死の診断が普及するようになって、社会の資産としてのそういう臓器を社会全体としてやはり使つた方がいいのではないかという議論が起つたと私は理解しています。

○参考人（森岡正博君） 今の点でございますが、私も少し離れた位置から見れば、他人の死を期待する医療と言われても仕方がないのではないかと私は思つております。

これはアメリカの例であります、お手元の資

うした見解があります。「この他人の死を期待をし、他人の死が起きることでもう一方が延命が図ることができる」とこの点に關して医学のあるいは人間としての倫理的にどのような御見解を四者の方

がお持ちか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人（高橋和子君） 他人の死は期待しておりません。必ずどこかで亡くなっていますので、それを臨床的に脳死ですと先生が言われて、差しあげたいという方がいれば、そこで臓器移植が成立するということだと思います。

○参考人（高原史郎君） 私の理解している範囲で申し上げます。

いわゆる人工呼吸器ですね、これが医学、医療の現場に登場する前までは臓器移植そのものもほとんど行われませんでしたし、このような議論もなかつたと思います。人工呼吸器が生まれる

料の私の書いた、朝日新聞に書いた記事があるかと思ひますけれども、今米国ではピツツバーグ・

プロトコルと言われている方式で、二〇〇七年の時点で七百例以上の、主に腎臓でありますが移植をされております。

これはどういうことかといいますと、まだ脳死になつてない段階の患者さんの人工呼吸器を人工的に停止して死に至らしめ、心停止になつた直後数分間待ち、その後即座に臓器を取り出すという方式であります。日本ではまだ行われていないのではないかと思われますが、アメリカでは今この方式が非常に拡大しておるといふことが論文に書かれております。

これこそまさに他人の死を待ち望む医療の入口に当たることではないだろうか。そして、俗に、私は好きな言葉ではありませんが臓器不足という言葉を使われる方がおられます。その臓器不足、あるいは臓器不足の解消という方向に進もうとする先に見えているのはそのような姿ではないかというのが私の考え方でございます。

○参考人(米本昌平君) 他人の死を前提にしているのではないかというのは、それは外的にはそういうことになるかもしませんけれども、それを人間的、道徳的な形にどう包み込むのかというものが社会の知恵だらうと思います。

○田中康夫君 濟みません、補足でもう一点だけ

お願ひします。

では高原参考人にだけお聞きします。

高原参考人は、これは社会資産であるという御見解を述べられました。

川の水は皆の共有物としての社会資産であろうと思います。税金を用いて造った道路や公民館も社会資産であろうと思います。他方で、その個体の持つているものは、ある意味でいえば、不動産であつたり金融資産というものは社会に還元するということを望む方もいれば、自分の取り分、あるいはそれは固有の自分の所有物であるとおっしゃる方もいます。

今、いかなる形において、その個体である人間の臓器あるいはそれに類するものは社会資産であるというふうに述べられたのか。それは、不動産や金融資産というのも社会全体を構成する資産なのか、あるいは今私が申し上げたような川の水であつたり公共物であつたりというものと同じ、類するという」とで社会資産と述べられたのか、御見解をお聞かせください。

○参考人(高原史郎君) 私も御質問の趣旨が十分理解できていないのかもしれません、例えば、例えどといいますか、実際にこの臓器移植ネットワークというものが日本には存在して、そこがアロケーションといって実際の臓器をどなたかに差し上げるかということをルールを決めているわけ

です。その意味では、やっぱり日本だけでなく、いわゆる臓器移植を積極的に行つてている国は基本的に社会の資産と考えていらつしやると思います。

ただし、先ほども森岡参考人からも話あつたかもしぬせんが、現実的に一部の臓器がやはり御家族の方に提供されている場合があります。これは、その数からいえば、例えばフランスとかドイツとか、どれだけ表に出ているか僕知らないんですけれども、幾つかあるらしいんです。あるらしいことは、やっぱり向こうの移植の先生、ドクターとかコーディネーターの方に聞いたらそういうのは、やっぱり向こうの移植の先生、ド

クターとかコーディネーターの方に聞いたらそうなんです。数はそんなに多くないらしいんですけども。じゃ、なぜ残すんだと、社会の資産といふんだつたらそれしない方がいいんじゃないかという話もあるんですねけれども、実際にはフランスなりドイツなり、イギリスはちょっとさつきおつしやつたように違うのかもしれませんけれども、やはり一部そういうふうな形で残しておく方が現実としては臓器移植というのを普及発達させるにはいいように判断しているらしいです。このらしいというのは、もう全部私伝聞ですから確認は取れおりませんけれども。ちよつと私の理解ではそこまでなんですかね、はい。

○参考人(米本昌平君) いいというの、もう全部私伝聞ですから確認は取れおりませんけれども。ちよつと私の理解ではそこまでなんですかね、はい。

